

指定

今からおおよそ一三〇〇年前に築かれた古代山城
「永納山城」

今年、二月に国史跡指定申請を行っていた「永納山城跡」（河原津）が、七月十四日正式に国史跡に指定されました。

県下では十件目、市内では小松町北川の「法安寺跡」（昭和十九年三月七日指定）について二件目の国史跡が誕生しました。

そこで今回は、その概要について特集でお伝えします。

国史跡とは

史跡とは、歴史上または学術上価値の高いものを指します。文化財には、「有形文化財」、「無形文化財」等の区分がありますが、これらの中で史跡は名勝や天然記念物と同じ分類の「記念物」に含まれています。

この史跡の中でも、特に重

要で保護の必要なものが国史跡に指定されるのです。

永納山城跡国史跡指定までの歩み

河原津に所在する永納山城跡が発見されたのは、28年前の昭和52年のことです。

遺跡は、発見直後に2回の確認調査がなされ、全国的にも貴重な古代山城であること

が明らかになりました。残念ながらこの段階での史跡指定申請は見送られましたが、近年遺跡の価値が再認識され、平成14年度から3カ年をかけ、再び遺跡の将来的な保存・活用をめざした確認調査が実施されることとなったのです。

そして、これらの調査成果をまとめ、今年2月に文化庁へ国史跡指定申請を行いました。その結果、5月20日に国の文化審議会から文部科学大

臣に対し、永納山城跡を国史跡に指定するよう答申が出され、2カ月後の7月14日、官報（文部科学省告示第101号）によって告示がなされ、正式に国史跡「永納山城跡」が誕生しました。

文部科学省による今回の指定理由は、「永納山城跡は、愛媛に所在する7世紀後半ごろ築造の古代山城跡であり、絶壁状に切り立つ岩盤を巧みに利用し、列石と土塁による

永納山城跡

今治平野

道前平野